



# 平成 30 年度秋田県農業委員会大会

## 資 料

日 時 : 平成 3 0 年 1 1 月 1 日 (木)  
午 後 1 時 開 会

場 所 : 秋田市「秋田市文化会館 大ホール」

主 催 (一社)秋田県農業会議

共 催 市町村農業委員会

## 【議案第1号】

# 「農地利用の最適化の推進」に関する要請

政府は、農業の将来にわたる持続的な発展を目指して策定した、「農業競争力強化プログラム」に基づく農業の成長産業化、競争力強化に向けた様々な取組を進めています。

これらを有効に機能させていくためには、経営感覚に優れた担い手の育成・確保を基本に、農業の生産コスト削減や収益性の向上を図っていく必要があります。

こうした中、本県では、この7月をもって全ての農業委員会が新体制に移行したところであり、我が組織に課せられた使命である「農地利用の最適化」の実現に向け、農業委員と農地利用最適化推進委員が一丸となって更なる取組の強化を図っているところであります。

本要請は、農地利用の最適化推進施策等の改善に向け、農業委員と農地利用最適化推進委員が日常の活動で直面した課題や地域の農業者からの意見等について取りまとめたものです。

## I. 担い手への農地集積・集約施策の推進

### 1. 機構集積協力金の継続と運用改善

機構集積協力金は、農地中間管理事業の推進に大きな効力を有しているほか、今後、重点的な取組が必要となる中山間地等においても、他の施策と総合的に実施することが農地集積を加速させるための重要なインセンティブとなることから、平成31年度以降も継続するとともに、運用に際しては次の点を改善すること。

- (1) 担い手への農地利用集積を鈍化させないため、事業開始時の単価を継続して交付できるよう十分な予算を確保すること。
- (2) 中山間地等の条件不利地の農地利用集積を促進するため、受け手に対する新たな支援制度を創設すること。
- (3) 各都道府県へ配分される予算の市町村への配分にあたっては、中山間地等条件不利地を多く抱える市町村が不利とならないよう、配分の際は一定の配慮をすること。

## 2. 農地台帳の整備に向けた取組強化

農地情報公開システムにおける地図情報の更なる精度向上を図るため、農地の国土調査を早期に完了させること。また、農地地図情報の更新のための予算の確保と支援対象の拡充を図ること。

## 3. 農業農村整備対策の促進

担い手への農地の利用集積や生産性の向上、コスト低減等を推進するには、地域の実情に応じた大区画ほ場整備や汎用化等の取組が最重要課題であるとともに、最近の異常気象による災害の未然防止に向け施設等の早急な整備が不可欠である。

このため、ほ場整備の一層の加速化や老朽化した農業用施設・水利施設の改修・更新等に必要な予算を十分に確保するとともに、受益農家の経費負担についても極力軽減化すること。

また、将来の農業経営の姿を見据え、農業用GPS基地局（RTK）、自動給水栓やICT活用の水管理システムなど、最新の設備・システムの導入も想定したものとすること。

## 4. 相続未登記農地等への対応策の検討

相続未登記農地の増大が農地の遊休化による周辺農地への悪影響を及ぼすほか、利用集積や有効活用を阻害する状況にある。

このため、農地の相続登記の義務化や不在地主による農地の寄付等に係る特例措置の創設など、農地に関する法整備と制度運用の改善を検討すること。

## 5. 非農地判定した農地の整備・活用

農地に復元が困難な森林や原野化した荒廃農地について、鳥獣被害対策としての緩衝帯森林等として位置付けるなど、里山として保全管理できる制度を確立すること。

また、法務局は農業委員会が非農地判断した農地については、農業委員会からの通知に基づき、地目変更登記を行えるよう制度の改善を図ること。

# II. 農業経営・担い手育成対策

## 1. 農業経営の体質強化と競争力強化

### (1) 持続可能な畑作・野菜政策の確立

水田農業が主体の本県においては、農業経営の安定に向け複合化に

取り組む農業者が増加している。

このため、新たに畑作・野菜に取り組む農家が、少しでも初期投資を軽減し安心して農業経営を行っていただけるよう、農業経営の複合化に必要な機械、施設等の導入に関する予算を十分に確保すること。

併せて、国産野菜の消費拡大と健康長寿の実現のため、野菜の一日の摂取目標「350g」を国産野菜での目標とするよう、消費者のみならず中食・外食産業にも積極的に働きかけること。

## (2) スマート農業の推進に関する支援

農業従事者の減少に対応するとともに、超省力・高生産による大胆な農業構造改革を進めるため、ロボット技術やICT等に精通した人材の派遣や農家の育成、GPS等先端技術を搭載した農業機械導入や関連するインフラ整備等のスマート農業の推進について、経済・人材育成など多方面から支援する制度の創設を図ること。

## (3) 農家規模にマッチする支援策の導入

本県には、中山間など営農規模や風土、地理的制約などの特有の課題を抱える地域も多く、ほ場の大規模化による生産コスト低減を推進することが困難な場合もあることから、大規模化の支援策だけでなく、中小規模農家を含む地域の課題に対応できる支援策を講じること。

## 2. 新規就農の定着・人材育成の強化

新規就農者は、初期投資に多額の資金が必要となることから、引き続き、施設や機械の購入等を支援する「青年等就農資金」や就農前研修や就農直後の経営確立を支援する「農業次世代人材投資事業」、農業法人等への雇用就農の促進を支援する「農の雇用事業」といった新規就農の定着・人材育成を支援する事業の十分かつ継続的な予算確保に努めること。

# Ⅲ. 米政策改革への対応

## 1. 需要に応じた米生産を推進するための新たな政策の確立

平成31年産以降についても、引き続き、適地適作による水田のフル活用と需要に応じた生産が進むよう「水田活用の直接支払交付金」の恒久的かつ十分な予算の確保を図ること。

また、交付対象外となっている水田でも、担い手に一定期間利用権が設定された場合は交付対象水田に復元するなど、制度の見直しを図ること。

## 2. 水田利活用対策の充実

食文化の多様化や少子高齢化の進展により、主食用米の消費が年々減少していることから、米の多様な消費拡大や輸出米の販路拡大等の取組を強化するなど、米の需給バランスと価格の安定に資する効果的な施策を講じること。

また、近年シェアが拡大している業務用米について、農業者が収益を確保できるよう、多収良食味品種や用途別品種の開発、栽培技術の開発・普及を行うとともに、卸売事業者や実需者との連携体制を構築するための施策を講じること。

## 3. 農産物検査法の見直し

農産物検査法の検査規格の見直しに当たっては、着色粒、異種穀粒などの規格基準のみならず、検査目的、検査制度のあり方、検査結果の活用方法など、農業者に不利益が生じないよう様々な観点から慎重に検討すること。

## 4. 主要農産物種子の安定供給

主要農産物の種子生産は、食糧の安定供給の根幹となるものであり、引き続き、優良な種子を安定的に提供できるよう、県が担ってきた研究・管理・検査体制を維持していくための地方財政措置を堅持すること。

# IV. 中山間等地域対策

## 1. 中山間等地域農業の所得向上と活性化対策の強化

中山間地域において耕作放棄地の発生を防止し、農地の有効利用や良好な環境を維持するためには、中山間地域等直接支払制度を持続的に活用することが重要である。

今後、本制度について農業者が一層取り組みやすくするため、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金など、関係する3つの交付金の一本化を図るとともに、活動組織の負担軽減に向け、5年間の協定期間の弾力的な設定や事務の簡素化を図ること。

また、遊休農地の発生防止という観点から、多面的機能支払い制度の対象地域外においても、景観形成作物等の植栽の取組に対する助成措置を講ずること。

## 2. 鳥獣被害対策の強化

近年、有害鳥獣による農作物被害が大幅に増加し、被害は山間部に限

らず、集落の民家周辺の農地にまで及び、農作業中の人的被害も発生するなど農業者の生産意欲に深刻な影響を与えている。

このため、捕獲者等の人材育成や捕獲訓練の場の確保など、ハード・ソフト両面から地域の状況に応じた機動力のある取組が出来るよう対策の充実・強化を図ること。

## **V. 毅然とした国際農業交渉への対応**

米国との間で進められている「日米物品貿易協定」(TAG)においては、これまでの「二国間交渉には応じない」と明言してきた経緯を踏まえ、「TPP11の合意内容が日本にとっては最終防衛ライン」との立場を貫き通し、一方的な譲歩は絶対にしないこと。

またTPP、日EU経済連携協定に伴う国内対策については、影響が広範かつ中長期に及ぶことから、予期せぬ事態への臨機な対応をはじめ、農業者の声を踏まえて長期的な視点に立った制度・施策を展開すること。

## **VI. 農地利用の最適化を進める農業委員会等の体質強化**

農地中間管理機構との連携強化による農地集積を図るために農業委員会が実施する農家意向調査や、農業委員等の資質向上に向けた研修活動等を支援する「機構集積支援事業」については、農業委員会活動の拡充・強化に欠くことのできないものであるため、十分な予算を確保すること。

また、農地情報公開システムについては、現場での活用の促進・利便性向上のため、改修を要する場合には、必要な予算については別事業として確保すること。

併せて、農業委員等の積極的な活動のための「農地利用最適化交付金」についても、現場で必要な資材も対象とするなど、現場でより活用し易い制度への改善を図ること。

## 【議案第2号】

# 「地域の未来を描く！あきた農地利用最適化推進1・2・3運動」をやり遂げるための申し合わせ

本県では、本年7月には全ての農業委員会が新体制への移行し、また、年度末には2つの農業委員会が任期満了を迎えるなど、体制整備の段階から、改革の柱である「農地利用の最適化」について目に見える成果を打ち立てなければならぬ段階に突入した。

このため、昨年度の農業委員会大会で申し合わせ決議を行った「地域の未来を描く！あきた農地利用最適化推進1・2・3運動」（以下、「本運動」という。）について、農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下、「委員及び推進委員」という。）が両輪となり、地域の貴重な資源である農地の確保と有効利用を進め、将来に引き継いで行くための取り組みの一層の強化を図ることとする。

よって、我々は、その実現を期するため、次の事項について申し合わせ、決議する。

1. 委員及び推進委員として「人・農地プラン」などに積極的に参画し、地域の話し合いの活性化を図ろう
2. 農業者へのアンケート調査を「人・農地プラン」に確実に反映させ、担い手への農地の集積・集約化を進めよう
3. 農業委員会の組織力を結集し、目に見える成果を積み上げよう

## 【議案第3号】

# 農業者年金の加入推進に関する申し合わせ

農業者年金制度は、「食料・農業・農村基本法」の下で政策年金として再構築され、意欲ある担い手の確保と老後生活の安定を図る重要な制度として位置づけられている。

我々、農業委員会組織は、課せられた使命である「農地利用の最適化」の推進と並ぶ重要な取組として、将来にわたり農業者に信頼される制度として守り育てていくことが求められている。

このため、今年度からスタートした「加入者累計13万人早期達成3カ年計画」における本県の新規加入推進目標の実現に向けて、次の事項を申し合わせ、決議する。

1. 加入資格を有する全ての農業者に対し、あらゆる機会を活用して農業者年金制度の周知を図ろう
2. 政策支援制度を活用しうる39歳までの農業者や、地域で重要な役割を担う女性農業者に対し、制度の普及啓発活動を強化しよう
3. 地域農業の担い手の育成・確保を図るため、すべての農業委員・農地利用最適化推進委員が一丸となり目標を達成しよう